

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 小型船舶操縦士免許に係る登録事項の訂正
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第73条
- ③ 手続対象者 : 小型船舶操縦士で登録事項及び操縦免許証の訂正を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 本籍の都道府県名、住所若しくは氏名に変更が生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りを発見したとき。
- ⑤ 提出方法 : 登録事項（操縦免許証）訂正申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出するか必要書類一式を地方運輸局又は運輸支局に郵送してください。
- ⑥ 手数料 : 1, 250円
- ⑦ 添付書類 :
  - 登録事項（操縦免許証）訂正申請書
  - 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
  - 住民票の写しその他住所を証明する書類（住所の記載事項の変更に限る。）
  - 手数料納付書
- ⑧ 申請様式 : 登録事項（操縦免許証）訂正申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

① 提出先 :	北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	011 - 290 - 2772
	東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022 - 791 - 7524
	関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045 - 211 - 7232
	北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025 - 285 - 9159
	中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052 - 952 - 8027
	近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06 - 6949 - 6434
	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078 - 321 - 7053
	中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082 - 228 - 8707
	四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087 - 802 - 6831
	九州運輸局海技資格課	092 - 472 - 3176
	沖縄総合事務局船舶船員課	098 - 866 - 1838

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第73条第2項
- ② 標準処理時間 : 約10間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による



